

市第11号議案

横浜市地区センター条例の一部改正

横浜市地区センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年5月17日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市地区センター条例の一部を改正する条例

横浜市地区センター条例（昭和48年6月横浜市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第4条第1項各号に掲げる業務」の次に「又は別表第2の2の左欄に掲げる地区センターの前項各号に掲げる業務及び同表の右欄に掲げる地域ケアプラザ（横浜市地域ケアプラザ条例（平成3年9月横浜市条例第30号）第1条第1項に規定する地域ケアプラザをいう。以下同じ。）の同条例第4条第1項各号に掲げる業務」を加え、同条第6項中「第4条第4項」の次に「又は横浜市地域ケアプラザ条例第4条第4項」を、「老人福祉センター」の次に「又は地域ケアプラザ」を加え、同条第7項中「市長は」の次に「、別表第2の2の左欄に掲げる地区センター以外の地区センターについて」を加え、同条に次の1項を加える。

8 市長は、別表第2の2の左欄に掲げる地区センターについて、第3項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、横浜市地域ケアプラザ条例別表第5の左欄に掲げる横浜市新羽地域ケアプラザ及び横浜市新羽コミュニティハウス指定管理者選定委員会

の意見を聴かなければならない。

別表第 1 の 2 の表中

横浜市菊名コミュニティハウス	を に改める。
横浜市菊名コミュニティハウス 横浜市新羽コミュニティハウス	

別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第 2 の 2 (第 5 条第 2 項、第 7 項及び第 8 項)

地 区 セ ン タ ー	地 域 ケ ア プ ラ ザ
横浜市新羽コミュニティハウス	横浜市新羽地域ケアプラザ

別表第 3 横浜市港北区地区センター指定管理者選定委員会の項中「所在する地区センター」の次に「(横浜市新羽コミュニティハウスを除く。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 の 2 の表の改正規定は、規則で定める日から施行する。

(準備行為)

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行のために必要な準備行為は、同項ただし書に規定する規定の施行の日前においても行うことができる。

提 案 理 由

横浜市新羽コミュニティハウスを設置するとともに、同一の建物

に設置される横浜市新羽地域ケアプラザと併せて一の指定管理者に管理を行わせるため、横浜市地区センター条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市地区センター条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（指定管理者の指定等）

第5条（第1項省略）

- 2 前項の規定にかかわらず、別表第2の左欄に掲げる地区センターの同項各号に掲げる業務及び同欄に掲げる地区センターの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる老人福祉センター（横浜市老人福祉施設条例（昭和38年12月横浜市条例第43号）第1条に規定する老人福祉センターをいう。以下同じ。）の同条例第4条第1項各号に掲げる業務 又は別表第2の2の左欄に掲げる地区センターの前項各号に掲げる業務及び同表の右欄に掲げる地域ケアプラザ（横浜市地域ケアプラザ条例（平成3年9月横浜市条例第30号）第1条第1項に規定する地域ケアプラザをいう。以下同じ。）の同条例第4条第1項各号に掲げる業務（以下これらの業務を「管理業務」という。）は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、一の指定管理者に行わせるものとする。

（第3項から第5項まで省略）

- 6 第2項の規定により管理業務を一の指定管理者に行わせる場合には、前項の規定にかかわらず、市長は、第4項及び横浜市老人福祉施設条例第4条第4項 又は横浜市地域ケアプラザ条例第4条第4項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、地区センター及び老人福祉センター 又は地域ケアプラザの設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者として指定する。

- 7 市長は、別表第2の2の左欄に掲げる地区センター以外の地区センターについて、第3項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、別表第3の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定委員会（第13条第1項に規定する指定管理者選定委員会をいう。）の意見を聴かなければならない。
- 8 市長は、別表第2の2の左欄に掲げる地区センターについて、第3項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、横浜市地域ケアプラザ条例別表第5の左欄に掲げる横浜市新羽地域ケアプラザ及び横浜市新羽コミュニティハウス指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

別表第1（第1条第2項、第5条第3項、第9条第1項）

2 コミュニティハウス

名 称	位 置
(省 略)	
横浜市菊名コミュニティハウス	横浜市港北区
<u>横浜市新羽コミュニティハウス</u>	
(省 略)	
(省 略)	

別表第2の2（第5条第2項、第7項及び第8項）

地 区 セ ン タ ー	地 域 ケ ア プ ラ ザ
横浜市新羽コミュニティハウス	横浜市新羽地域ケアプラザ

別表第 3 (第 5 条第 7 項、第 13 条第 1 項)

名 称	担 任 事 務
(省 略)	
横浜市港北区地区センター指定管理者選定委員会	港北区に所在する地区センター(横浜市新羽コミュニティハウスを除く。)の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
(省 略)	